

改正

平成25年8月1日告示第100号

南島原市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この告示は、市内建設業者の技術の向上のため、共同請負施工により、市内建設業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的とする。

(性格)

第2条 工事ごとに結成する共同企業体を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(発注できる建設工事)

第3条 共同企業体に発注できる建設工事は、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

(1) 市外業者と市内業者との組合せによる共同企業体に発注できる工事は、大規模かつ技術的に高度な工事とする。

(2) 共同企業体に発注できる大規模な工事とは、原則として次の基準による。

ア 土木一式工事 2億円程度以上のもの

イ 建築一式工事 1億円程度以上のもの

ウ 設備工事 1億円程度以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要があると認められる場合は、共同企業体により競争を行わせることができる。

(構成企業数)

第4条 共同企業体の構成企業数は、2又は3企業とする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、原則として、次の組合せとする。

(1) 市外業者と市内業者との組合せ

(2) 市内業者同士の組合せ

(共同企業体構成員の資格)

第6条 共同企業体の構成員は、工事ごとに定める資格要件を満たす者であるものとする。

(出資比率)

第7条 出資比率の1構成員当たりの最小限度基準は、次のとおりとする。

(1) 2企業構成の場合 30パーセント以上

(2) 3企業構成の場合 20パーセント以上

(代表構成員の選定とその出資比率)

第8条 共同企業体の代表構成員は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。

(結成の方法)

第9条 共同企業体の結成の方法は、自主結成とする。

(届出)

第10条 共同企業体の結成後、共同企業体の代表構成員は、別に定めるもののほか、次の書面を発注者に提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）の写し

(2) 共同企業体の経営規模等総括表（様式第2号）

(資格審査)

第11条 共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

(契約等)

第12条 共同企業体との請負契約は、当該共同企業体を構成する全ての構成員との間で締結し、工事の監督、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の支払、発注者の指示等は、当該共同企業体の代表構成員に行うものとし、その行為は、他の全ての構成員に行ったものとみなす。

(その他)

第13条 この告示に定めのない事項については、南島原市建設工事指名審査委員会において定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第100号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)

## 特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事業所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条の2 代表構成員が脱退し、若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員 ○○建設株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印

構成員 ○○建設株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印

様式第2号（第10条関係）

共同企業体の経営規模等総括表

共同企業体の名称				代表構成員の商号及び氏名									
共同企業体事務所の所在地				電話									
構成員の内容				経営に関する事項の審査結果									
許可番号及び年月日	営業所	営業所在地	商代表者名	出資割合	経営規模			※経営状況の総合評価(Y)	技術職員数			※客観数値(P)	格付
					建設工事の種類	年間平均完成高	従業員数		1級技術者	2級技術者	その他技術者		
				%	千円	千円	人		人		人	年	
入札、見積り及び契約に基づく行為に使用する印鑑		共同企業体の客観数値及び格付											
使用印		実印	※	備考	共同企業体の客観数値及び格付の欄で経営規模、技術職員数は合計を、経営状況の総合評価、営業年数は平均値を記入すること。								

※ 今回の申請・入札等に使用する印鑑 ※市に入札参加の申請をする際に届けている印鑑でよい。 ※「平均完成工事高」・「技術職員数」・「客観数値」は、工事を記入すること。  
 ※「経営状況の総合評価」欄には、「経営事項審査結果通知書」の「評価(Y)」の数値を、「客観数値」欄には、共同通知書の「総合評価(P)」の数値を記入する。  
 ※格付欄は、記入しないこと。